

行政改革のこれまでの取組みについて

<平成19年4月から平成24年3月まで>

過去5年間の反省点と今後の方向性について、また、個別項目における取組みの内容を次のとおりとし、行政改革のこれまでの5年間の取組みの総括とします。

1 これまでの取組みの反省点と今後の方向性

はじめに、行政改革の取組みに対する主体性が欠如していたと判断しております。旧町時代を含めて、国の旗振りの下に続けてきた町の行政改革は、主体的な課題認識から始まったとは決して言えません。また、“総務課から言われたから”のような周りからの“やらされ感”が、職員一人ひとりの間にそして組織全体にあったのではないかと反省しなければなりません。外的作用による動機と、それによる曖昧な目的意識の中にあっては、いかに有効な仕組みを取り入れたとしても効果的に機能できなかつたと反省しています。

次に、行政改革とは何か、取組みの全体を貫く統一的な視点や考え方となるコンセプト（概念）を明確にできませんでした。美里町が誕生し、次々と各種計画を作成してきましたが、町の理念や各種計画からの十分な課題の洗い出しを行わないまま、“何を”、“どのように”といった取組みの方向性と取り組む上での前提条件の確認、それぞれの項目の関連付けを十分に精査できませんでした。

3点目として、取組項目が多く対象項目が広すぎました。大綱の54項目すべてを一度に達成しようとしてしまい、一つひとつに焦点を当てて、取組みの方法・時期を検証し、目に見える成果を一つひとつ作っていく、そのような順序立てた取組みが足りませんでした。そのため、一つひとつの取組みの内容も浅くなってしまう、重点的に取り組む必要のある項目が曖昧になり、行政改革の取り組む方向性全体がぼやけてしまいました。

4点目として、実施の段階で担当課任せになっていたために、大綱の項目を実現するための実施計画が単なる進捗管理表になってしまったことです。いくら大綱に立派な項目を列記しても、その先の計画段階で有効性が確保されているか検証していなければ、大綱は絵に描いた餅となってしまいます。また、事務改善も含めて行政改革と捉えたことで、普段から行うべき事務改善及び調整すべき業務までも行政改革系の業務と捉え、逆に組織力を低下させていました。

最後に、行政改革の項目を実施するためのコスト意識の問題です。これまで行政改革に取り組むために結果はどうあれ、多くの職員が通常業務とは別に、それ相応の時間を費やしてきました。行政改革によってどれだけのコスト（職員、時間）を投じて、どれだけの成果をあげることができたのか、行政改革自体にコスト意識が薄れていたのではないかと反省しています。

今後、行政改革を推進するに当たっては、目指すコンセプト、課題の事前認識、それを解決する先見性に富む戦略的な取組みと、普段から職員一人ひとりが、そして組織全体が、事務事業や組織の課題を自覚して主体性のある行動を継続することが大切であると考えます。

その実現のためには、普段からどのような小さなことでも主体的に課題を認識し、そこから生じる目的及び目標の明確化と実施に向けた行動につながるよう、職員一人ひとりが自然に当たり前のことのように取り組める職場の雰囲気と情報を共有できる組織づくりが必要となります。それは、保守的に考えることが多く、改善や新しい取組みを实践できない職場では、どんなに優れた仕組みを取り入れても有効に機能し続けることは難しいからです。

大綱の項目は既にでき上がっていることから、大綱の項目に対して何をどのようにするかを明らかにし、取組項目に優先順位をつけて進めていきます。

2 個別項目のこれまでの取組みの概要

行政改革大綱に掲載する54項目の各項目別の取組みについては、次のとおりです。

【 1 】項目名：1 - (1) - 行政情報のわかりやすく積極的公表と説明責任の確立

【これまでの取組み】

公開可能な行政情報については、町民から公開を求められる前に行政側から予め提供することにより、閲覧を希望する町民も情報公開の申請手続を行うことなく、その場で欲しい情報を手軽に見ることができるようになる。また、行政としても情報公開の一連の事務が省かれ、住民サービスの向上と事務の省力化に繋がる。そこで、各種会議の会議録を中心とした公開可能な行政情報を常時展示する『行政情報コーナー』を本庁舎と南郷庁舎に設置し、行政情報の公表に努めてきた。

【課題】

- ・『行政情報コーナー』の利用者は一部の町民に限定されている。
- ・『行政情報コーナー』の展示資料を拡充できていない。

【今後の対策】

- ・『行政情報コーナー』の展示資料の充実
- ・『行政情報コーナー』に展示する資料及び展示時期のルール化による利便性の向上
- ・迅速に情報を提供できるホームページ情報の充実

【 2 】項目名：1 - (1) - 会議及び会議録の公開

【これまでの取組み】

原則、会議開催は公開としている。しかし、町民が会議開催日時について知る手段がない。何の会議が、いつ、何処で開催されるのかを町民に知らせることから始めなければならない。そのため、平成22年8月から、町のホームページに『会議のお知らせ』として会議開催の事前情報を掲載している。

会議録を中心とした公開可能な行政情報を展示する『行政情報コーナー』を、本庁舎と南郷庁舎に設置した。平成22年10月から2か所の行政情報コーナーで各種会議の会議録を開示すると同時に、町のホームページの『会議のお知らせ』のページにも同じ内容を掲載して公開している。

【課題】

- ・パソコンで情報を見られない町民にとっては、会議開催の情報を事前を知る手段がない。
- ・会議開催を周知する時期、更には会議録を公表する時期が遅れることが多々ある。また、一部においては会議開催の事前周知を忘れていることもある。

【今後の対策】

- ・町の広報紙とホームページを使って『会議のお知らせ』と『行政情報コーナー』を町民に周知する。
- ・会議開催の事前周知方法の検討
- ・会議開催手順の確立

【 3 】項目名：1 - (1) - 入札の公正さと透明性の確保

【これまでの取り組み】

- ・一般競争入札の基準見直し

合併時は1億円以上の工事請負を対象としていたが、入札制度改革により平成19年度から予定価格3,000万円以上工事を一般競争入札で発注することとした。

財産取得に関しては、議会で契約議決が必要な予定価格700万円以上の物品購入等の発注を一般競争入札とした。

- ・入札の公正と透明性の確保

平成19年度から町ホームページで競争入札執行案件を掲載し、入札の透明性を図った(入札参加業者名、入札価格、予定価格、落札業者名、落札価格などの公表)。

- ・総合評価落札方式の導入

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の趣旨に則り、平成20年度から工事請負契約の発注において、総合評価落札決定方式を採用した。

【課題】

- ・電子入札システムの導入については、導入を前提とした検討を行ってきたが、町単独で導入する場合の費用対効果を勘案すると難しい。

【今後の対策】

- ・総合評価落札決定方式の拡充を図る。
- ・入札制度の見直しを継続して行うが、入札の公正さと透明性の確保については、一定程度達成していると判断する。

【 4 】項目名：1 - (2) - 行政の政策過程への住民参加制度の確立と公表

【これまでの取り組み】

巻末の「平成19年4月～平成24年3月に策定した計画の住民参加、書面公表、意見募集の状況一覧表」を参照

【課題】

- ・審議会等への参加とパブリックコメントの応募が町民の参加手段の主なものとなっているが、いずれの手段も関心を持つ一部の町民を除けば一般的に知られていないか関心を持ってもらえない。

- ・審議会等もパブリックコメントも、形式的なものに終わらせずに内容を深めて取り組むためには、非常に多くの時間を必要とする。

【今後の対策】

制度を広く周知すると共に、制度云々ではなく日頃から気軽に意見を寄せられる環境を目指す。

【 5 】項目名：1 - (2) - 委員会等への委員の公募制度の積極的導入

【これまでの取り組み】

委員の公募制度を導入した。実施した委員会等は、行政改革推進委員会、総合計画審議会、生涯学習振興会議、社会教育委員、文化財保護委員会、近代文学館運営審議会、

公共交通会議である。

【課題】

- ・各種委員会等で公募委員数が適当か判断する基準がない。
- ・必ずしも応募者数が多いとは言えない。
- ・応募者の適否判断基準がない。

【今後の対策】

公募制度が適する委員会とそうでない委員会に区分けをする。

【 6 】項目名： 1 - (3) - 監査制度等の制度の強化

【これまでの取組み】

地方自治法の規定に基づいて監査を行うが、平成20年4月1日に美里町監査基準を制定し、毎年、監査計画を定め、実施している。

平成21年4月から町のホームページに監査委員のページを作成し、同年10月から決算監査結果を公表してきた。これまでも、監査結果の公表は地方自治法の規定に基づき行ってきたが、ホームページでの公表は見る、知る機会を拡大したと言える。

【課題】

- ・地方自治法の改正により、行政監査（地方自治法第119条第2項）の一般行政事務を対象とした組織、職員配置及び事務処理手続における監査方法を検討しなければならない。
- ・現在、監査委員書記は3人が併任により業務を行っており、監査前の点検整理や検査後の処理を行うが、議会事務局との併任により、監査において詳細な点検や上記に示した行政監査を行うには難しい状況にある。
- ・全国的に住民監査請求件数が多くなっており、事務体制の強化が課題である。広域による監査体制などが話題とされているが、関係機関との協議には至っていない。

【今後の対策】

- ・監査事務体制の強化を含め、行政監査等の充実を図るため2人の監査委員と協議を進め監査方針を検討していく。
- ・監査委員は地方自治における能率と公正の原則に基づき運用される制度であるため、会計処理の全部を確認する必要があり、更なる監査実施強化を図る。

【 7 】項目名： 1 - (3) - 行政相談体制の強化充実

【これまでの取組み】

町に対する行政相談の受付とその対応については、各担当課でそれぞれ行ってきた。

また、対象を行政区長に限定しているが、平成20年5月から開始した地域担当制度によって行政区長から意見や要望を聞くなど定期的な御用聞きのを設けている。

その他、相談体制を強化する取組みは、特に実施できていない。

【課題】

町民が気軽に相談、意見、要望を言える環境をつくること。そして、意見や要望に対して行政が迅速に対応する体制づくり、さらには意見や要望を組織の改善につなげる総合的な仕組みを早期に築くことが必要であるが、対応窓口が複数あり、統一的な対応及

び組織的な総括が行えていない。

【今後の対策】

- ・各課、各職員が受けた苦情、要望に対し、遅滞なく確実に実行するために、担当課（総務課）で相談等の内容を集約して、適正に対応するための管理を徹底する。
- ・仕組みが機能するための統一的な報告フローや行動マニュアルを作成する。
- ・町政に関する相談、苦情・要望等を町民から聞いて、行政につなげる町政相談員の設置を検討する。

【 8 】項目名： 1 - (3) - 行政評価委員会の設置と評価結果の公表

【これまでの取組み】

数値による評価基準を設定して事務事業評価を実施した。しかし、評価基準を思うように設定できずに、適正な評価から事務事業の見直しに反映できなかった。また、対象事務事業を拡大し評価シート作成に多くの労力を費やしたが、有効に活用できなかった。

パブリックコメントを募集したが、平成19年度に2人、41件、平成20年度に1人、9件、平成21年度に1人、31件と意見を提出された方は少人数に限られた。

【課題】

数値を評価指標とする事務事業評価は、評価指標が絶対的ではないことから、たとえ評価指標が持つ各々の側面からのアプローチが可能であっても、それをもって事務事業そのものの賛否を問う客観的評価を導くことは難しい。また、逆な視点から、あえて評価指標の設定を避けて行えば、普遍性の担保を確保することはできず評価者の主観的な評価に対する論争に発展しかねない危険性をはらんでいる。また、行政評価と政策評価を混同したまま取り組んでしまった。

【今後の対策】

行政評価によって、事業成果の賛否を決める事業の廃止・継続を判断するような直接的な成果を生むことは難しいが、まず、行政評価と政策評価を整理し、評価方法の手法論の検討だけに終始することのないよう、取り組んでいく。

【 9】項目名：2 - (1) - 中期収支見込・財政健全運営計画の策定及び公表

【これまでの取り組み】

中期収支見込・財政健全運営計画に当たる、美里町財政計画及び財政健全化計画を平成19年6月に策定し、同年8月に住民懇談会において、町民に説明している。

財政健全化計画については、平成20年度と平成21年度に見直しを行い、その都度、広報紙及び町のホームページに掲載している。

また、平成19年度から平成22年度までの決算額について、各年度の財政健全化計画との比較を行い、その結果を広報紙等に掲載している。

【課題】

財政健全化計画は平成19年度から平成23年度までの5か年としており、平成23年度において、平成24年度から平成27年度までの第2次財政健全化計画を策定することとしていた。しかし、東日本大震災による災害復旧に多額の資金が必要であることが予測されるが、その影響額がどれほどのものなのか、現時点では不明であり、これを考慮することなく財政計画を立てるのは、危険であると考えた。

また、平成23年度においては、総合計画の見直しを進めていたことから、同計画との整合性を図る必要もあるため、第2次財政健全化計画の策定を平成24年度に行うこととした。

【今後の対策】

平成24年度に第2次財政健全化計画を作成して、同計画に沿った財政運営を実施するとともに、その結果について、随時、公表していく。また、状況に応じて見直しを行い、それを公表していく。

【 10】項目名：2 - (1) - 総合計画に基づく実施計画書の公表

【これまでの取り組み】

美里町総合計画実施計画の公表は、策定以来、継続的に実施している。

平成20年度からは、予算書の事業を事務事業概要調書と一致させ、予算編成時に作成する事務事業概要調書をもって実施計画書としている。

【課題】

実施計画書の策定はもとより、予算や行政評価との連動が必要不可欠である。

本町の予算システムや行政評価システムは、合併後、集中かつ短期的に構築されてきたことから、各システム（仕組み）間の連携不足が生じている。

【今後の対策】

各システム（仕組み）間の連携不足を解消するため、実施計画、予算及び行政評価の相互の連携強化と一体的な取り組みを進める。

【 11】項目名：2 - (2) - 歳出費目の見直し

【これまでの取り組み】

行政改革大綱策定時においては、事務事業の総点検により事業を見直し、無駄のない業務運営を行うとしていたが、歳出費目の見直しは予算編成においては必須業務であり、その中で行っていることから、大綱の中における項目の設定は不要と考える。

【 12】項目名：2 - (2) - 人件費の見直しと公表

【これまでの取組み】

人件費の見直しと公表については次のとおり実施してきた。

- ・ 職員の基本給については、人事院勧告に基づき見直しを毎年度実施している。
- ・ 特別職（三役）の報酬については、平成19年度から10%の削減を実施している。
- ・ 期末手当及び勤勉手当における役職加算については、平成20年度から加算割合を減じてきた。（課長等の管理職：15%→7.5%、課長補佐・主幹：10%→5%、係長・主査：5%→2.5%）
- ・ 管理職手当については、平成20年4月と平成21年4月に見直しを実施している。
平成20年3月まで 課長職：基本給の6/100～7/100
参事職：基本給の4/100
平成20年4月～ 課長職：12,000円、参事職：5,000円
平成21年4月～ 課長職：8,000円、参事職：3,000円
- ・ 職員の定員適正化計画の実施から職員総数の減員化を図って人件費を抑制してきた。
- ・ 職員給与や定員管理等の人事行政の取組みについては、毎年11月号の広報紙と町のホームページで公表している。

【課題】

- ・ 人事評価を導入して、どのように職員の資質向上に結びつけるか。
- ・ 人事評価を導入して、昇給昇格や給与及び手当等にどのように反映させるか。
- ・ 人事院勧告制度の廃止に伴う給与制度の運用方法

【今後の対策】

- ・ 公務員給与の総体的な見直しの推移を見ながら、適正な見直しを行う。人事院勧告制度の廃止に伴う給与制度の運用方法の検討。
- ・ 今後予想される定年延長に伴う定員管理及び人事行政のあり方について町の方針を検討しなければならない。

【 13】項目名：2 - (2) - 公共工事のコストの低減

大綱の項目に取り上げたが、需要と供給の市場原理によって公共工事等の請負金額が決定されることから、行政改革の項目として取り組むことは困難である。今後は、適正な設計額の設定と公正な入札執行に努めることとする。

【 14】項目名：2 - (2) - 補助金等の抜本的見直し

【これまでの取組み】

補助金等の見直しについては、毎年度、法令外負担金審査会で見直しの作業を行ってきた。平成23年度までに見直された団体補助金数は30以上になる。

【課題】

- ・ 補助団体の活動内容と補助金の効果については、短期的に判断することは難しい。
- ・ 多くの団体が長期間同一の取組みを実施しており、活動費用が妥当か判断することが難しい。

【今後の対策】

補助金等法令外負担金審査会への提出資料の改善を行う。

【 15】項目名：2 - (2) 学校施設等の統廃合検討

【これまでの取組み】

小学校の統廃合において、南郷地域の懸案であった南郷小学校と練牛小学校の統合の議論が平成18年度末から急速に進展し、平成19年6月議会定例会において議決を得て、平成20年4月に南郷小学校へ統合した。

また、小牛田地域の5幼稚園の園舎の老朽化が進む中で、3歳保育、預かり保育、一時預かり保育の充実、特別支援教室の設置など幼児教育の充実を図るため、平成19年8月22日、小牛田地域幼稚園再編審議会に諮問しながら、小牛田中学校区、不動堂中学校区単位の2園とすることを正式決定し、不動堂幼稚園と青生幼稚園を統合した「ふどうどう幼稚園」を平成21年度に建設し、平成22年4月開園した。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により小牛田幼稚園、北浦幼稚園、中塚幼稚園の3幼稚園が園児の安全を確保できない施設となり、近くの小学校の教室を借りて園活動を行うことになったことから、小牛田中学校区統合幼稚園の建設を決定し、平成23年6月から建設に向けた業務を進めている。

【課題】

少子化社会が進行する中、児童生徒数の減少は避けられない状況であるので、将来を見据えた学校教育環境を整えるため、学校施設等の適正規模及び設置を検討しなければならない。

【今後の対策】

学校施設等の再編については、審議会でも調査検討した上で、教育委員会としての方針を明確にし、施設の環境整備を図っていく。

【 16】項目名：2 - (2) - 消防、ゴミ処理等広域行政組織の効率的運営の推進

【これまでの取組み】

大崎地域広域行政事務組合については、大崎ふるさと市町村圏計画に基づき、ごみ処理、し尿処理、斎場、消防等の共同処理を実施している。

平成19年度以降では、新たな共同事務は実施していない。

【課題】

一部事務組合については、意思決定の難しさや構成市町議会の直接の審議対象とならないなど、制度上の問題点を指摘されている。

大崎ふるさと市町村圏に変わる大崎広域市町村圏計画を策定したところであるが、新たな共同事務の必要性は生じていない。

【今後の対策】

なし。

【 17】項目名：2 - (3) - 税金等収納率（未納金）改善システムの確立

【これまでの取組み】

- ・平成19年4月に税務課内に徴収対策室を設置し、税込確保及び滞納解消のため、税務課管理徴収係が兼務し徴収対策にあたった。
- ・平成19年5月にコンビニ収納及び郵便局窓口収納開始し、納税者の納付機会を拡大し、利便性の向上を図った。
- ・平成19年11月に宮城県総務部税務課の個人住民税徴収支援班から職員を4箇月間受け入れ、徴収実務の指導を受けた。
- ・平成19年度に収納率向上対策本部設置し、町が抱えるすべての債権（公債権・私債権）の滞納解消を目的とし、関係課の連携及び徴収事例等の検討並びに問題解決に向けた協議を開始した。また、4月に「徴収対策室」を設置した。
- ・平成21年4月に、新たに徴収対策課を設置し、税債権以外に私債権の徴収にも着手すると共に、広報紙等で滞納解消に向けて情報を発信した。
- ・平成21年4月に宮城県地方税滞納整理機構（県及び25市町村で構成）が発足し、本町から職員1人を派遣すると共に、町独自では解決が困難となっていた滞納案件を同機構に移管し、徴収強化を図った。
- ・インターネット公売を実施し、滞納処分（搜索）により差し押さえた財産をインターネット公売により公売した。
（平成22年度 搜索21件、公売 - 不動産1回、動産3回）。

【課題】

新規滞納の増加

- ・滞納繰越分の徴収率は飛躍的な向上を見せているが、現年度分の徴収率が低迷し、結果として、滞納解消に繋がっていない。

私債権の滞納解消

- ・情報連携不足及び担当課職員に時間的余裕や専門知識がないことから、滞納解消に繋がっていない。

納付催告及び分納誓約履行管理等滞納再発防止

- ・滞納件数に対して、担当職員数に限界があり、滞納解消までの管理が十分にできない状況がある。

徴収員の滞納者宅訪問徴収

- ・本来、持参債務である税の納付について、徴収員が集金のために訪問している。

【今後の対策】

- ・新規滞納を発生させない取組みとして、滞納処分を早期に着手することで、現年度分の繰越しを無くすため、徴収対策を滞納繰越分から現年度分に切り替える。
- ・税務課及び関係課職員の研修を強化する。
- ・私債権の処理の迅速化を図るため、私債権徴収の流れを明確化し、徴収対策課と関係課の情報連携を強化し、悪質な場合は訴訟等の申立てを行う。
- ・口座振替のほかに金融機関・コンビニ・郵便局窓口収納等が可能となり、納付環境は十分に整備されたことから、訪問徴収の必要性を検討する。
- ・分納誓約案件の履行確認等をしっかりと行う。
- ・期限内納付の周知などの各電話催告等業務については、外部委託を検討する。
- ・徴収対策課と関係課の連携を強化し、滞納者に対して一貫した姿勢で取り組む。

【 18】項目名：2 - (3) - 施設使用料等、受益者負担の見直し

【これまでの取り組み】

- ・平成22年4月1日に公共物管理条例等の使用料について見直しを行った。
- ・公共施設の使用料については、指定管理者制度の導入を進めてきたことから、見直しを実施していない。

【課題】

占有物件のデータ化及び台帳整理を行わなければならない。

【今後の対策】

- ・今後も経済状況を踏まえ占有料等の検討を行う。
- ・指定管理者制度下による公共施設の使用料の設定については、委託する指定管理者によって適正な価格が維持されるよう指導を行っていく。また、指定管理者制度によらない公共施設の使用料については適宜、見直しを行っていく。

【 19】項目名：2 - (3) - 分譲団地の販売促進対策等の強化

【これまでの取り組み】

広告活動

平成19年度に「グリーントウンなんごう分譲販売」のチラシを作成し、東北本線と仙石線車内及び地下鉄車内に吊り下げ広告をそれぞれ2回実施した。また、河北新報土曜版に分譲販売広告を掲載し、登米市、栗原市、一関市、平泉町、藤沢町、金ヶ崎町、奥州市、北上市の購読者へPRした。平成19年10月には、住宅販売メーカー21社へチラシを配布しながら、営業活動を実施した。

平成20年度は、9月に住宅販売メーカー16社へ、11月は5社へチラシを持参しながら営業活動を行った。

平成21年度は、「グリーントウンなんごう分譲販売」チラシを修正し、地下鉄車内吊り下げ広告を3回掲示した。東北本線、仙石線、陸羽東線の車内吊り下げ広告は、3回実施した。

平成23年8月に分譲価格の見直しを行うと共に、また、東日本大震災の被災者向けに震災復興応援価格も設定し、町のホームページに掲載した。

相談会実施

「ゆとり〜と小牛田」について、町的生活環境を知らせるため、町と宮城県住宅供給公社が合同で生活環境相談会を実施してきた。

価格の見直し

平成23年8月に分譲価格の大幅な見直しを行った。

支援制度

平成19年度から分譲団地に居宅を新築した方へ、固定資産税家屋相当分を住宅取得支援金として助成する事業を実施している。

【課題】

- ・売れ残る可能性のある区画についての活用方法を検討していく。
- ・住宅取得支援金の助成対象者を民間が開発した分譲地等に拡大する取り組みが必

要である。

【今後の対策】

- ・分譲地販売のためにハウスメーカー等へ分譲価格を改定した内容PRを実施する。
- ・住宅取得支援金対象者を拡大するために制度の改正に取り組む。

【 20】項目名：2 - (3) - 未利用地等の売却及び活用

【これまでの取組み】

町有財産有効活用検討委員会を開催して、売却価格の設定、売却方法について検討を進めてきた。平成22年10月に北浦字姥ヶ沢及び山の神地内の町有財産売払いの入札公告を行ったが応募はなかった。

【課題】

- ・売却用地の周知不足がある。今後、広報紙の活用及び現地に売却物件の看板等を設置し周知する。
- ・大規模な土地売買については、開発行為等の問題があり、土地購入者との調整が困難な場合がある。今後、開発行為等について検討する必要がある。

【今後の対策】

今後も未利用地の売却に取り組む。

【 21】項目名：2 - (3) - 企業誘致等の戦略的な産業振興対策

【これまでの取組み】

・新規立地

平成23年12月に食品関連企業等4社と立地協定を締結し、平成24年度中の立地を予定

・既存企業（設備投資支援）

美里町企業立地促進条例に基づく対象企業者を指定

（平成21年2月 1件、平成23年6月 1件、平成23年9月 1件）

・その他

美里町企業誘致等行動計画策定委員会を設置（平成19年8月）

美里町企業誘致等行動計画を策定（平成19年12月）

美里町企業立地・定住化推進本部を設置（平成19年12月）

美里町企業誘致推進専門員を設置（平成20年4月）

美里町企業立地促進条例を制定（平成20年8月）

美里町物流拠点調査・研究事業を実施（平成20年度）

美里町物流シンポジウムを開催（平成21年2月）

美里町ショート・コンサルティング支援事業等を実施（平成22年度）

国土交通省「官民連携事業の推進に関する検討案件」に対し、M-LC構想を提案（平成23年度）

【課題】

企業誘致施策については、現在、自動車関連、高度電子関連、食品関連産業を中心に誘致活動を展開しているところである。本項目の最も大きな課題は、誘致の「商品」とも言

うべき立地用地や空き工場が不足していることである。

景気変動が激しく、立地の意思決定から操業までの期間が短縮化する中、立地用地の整備は不可欠ではあるが、大規模な投資にはリスクも伴うことから、当面は、遊休町有地を活用した条件整備を図る必要がある。

【今後の対策】

今後は、遊休町有地を活用した立地用地の条件整備を進めると共に、引き続き、自動車、高度電子、食品関連産業を中心に誘致活動を展開する。

【 22】項目名：2 - (3) - その他広告収入等収入増施策

【これまでの取組み】

- ・平成19年度、新たな財源確保と地域経済の活性化を目的に、町が発行する刊行物等への民間企業等の広告掲載に関する検討を行い、要綱制定の準備を進め、平成20年度から広告掲載事業を本格的に実施している。
- ・収入増施策として広報紙やホームページ等への広告掲載、経費節減施策として広告掲載物品（封筒等）の受け入れを実施している。
- ・主流となっている収入増施策については、平成20年度から平成23年度までの4年間で約300万円を超えている。
- ・広報紙については、町内外を問わず多くの企業に利用されるようになってきたが、ホームページについては、平成22年度まで申し込みがない状況が続いた。平成23年度からはホームページへの広告掲載料を見直し（値下げ）した。

【課題】

- ・ホームページに広告掲載を希望する広告主が少ない。
- ・既存の媒体だけでは広告掲載枠に限りがあり、さらなる収入増を目指すには新たな広告媒体を見つけていかなければならない。

【今後の対策】

- ・広報紙とホームページについては、今後も多くの広告主を獲得するよう継続して努める。
- ・新たな広告媒体について検討する。

【 23】項目名：3 - (1) - 水道事業等の経営改革

【これまでの取り組み】

梅ノ木浄水場老朽化により美里町浄水場を移転・新築した。職員が行っていた運転管理業務を平成21年度から民間事業者へ委託をして、職員数の減員を図った。

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
増減		4人	1人	
現人員	11人	7人	6人	6人

美里町浄水場の建設と老朽管更新工事による借入金の償還額が増えたことから、平成20年度以後の経常収支は赤字決算となっている。水道事業の経営状況を改善するために日本水道協会に依頼して経営診断を実施し、その診断結果を基に、現行の水道料金の見直しを含めて、水道事業会計における財政計画を策定している。

【課題】

- ・旧町域（小牛田地域と南郷地域）で水道料金が異なっている。統一化を図らなければならない。
- ・業務改善や有収率の向上など、水道事業会計の経営改善を図らなければならない。

【今後の対策】

- ・水道料金を見直して、段階的に小牛田地域と南郷地域の統一化を進める。
- ・窓口業務（給水の開始・中止等の業務）と水道料金徴収等業務について外部に業務委託する。
- ・使用者の利便性を高めるため、水道料金のコンビニ収納を実施する。

【 24】項目名：3 - (1) - 南郷病院の経営健全化

【これまでの取り組み】

「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）を踏まえ、「公立病院改革ガイドライン」が策定され、病院事業を設置している地方公共団体においては、本ガイドラインを踏まえ、平成20年度内に「公立病院改革プラン」を策定し、病院事業経営の改革に総合的に取り組むこととなった。その要旨は、「経営の効率化」「再編・ネットワーク化」「経営形態の見直し」である。

町立南郷病院においても、平成21年2月19日に「美里町病院事業改革プラン」を策定（平成20年度～平成23年度）し、事業年度の翌年度に検討委員会による点検・評価を行ってきた。

このプランの実施を通じて、平成20年度及び平成21年度において黒字決算となる。平成22年度においては、常勤医師の不足等により赤字決算となった。

検討委員会からは、「黒字だけが目標であってはならない。医療の質の向上を目指すことが、より重要である」と指摘されている。

【課題】

経営的な問題として、収益の確保においては、医師の診療行為によるところがほとんどであり、医師確保が重要となっている。

【今後の対策】

常勤医師の確保を図り、患者へのサービス向上を図る必要がある。また、改革プラン

が平成23年度で終了したが、引き続き計画等を策定し、独自に取り組む。

医療の質の向上についても、取り組むべき指標を見定め、他の医療機関との連携を図っていく。

【 25】項目名：3 - (1) 公共下水道事業等の計画見直し

【これまでの取り組み】

- ・平成20年度に公共下水道の基本構想を見直した。平成21年度から平成22年度にかけては、公共下水道全体計画区域の見直しを行い、集合処理区域（下水道区域）と個別処理区域（浄化槽区域）を定めた。
- ・水洗化率の向上を図るため、各種イベント会場等でチラシ配付等の啓発活動を実施した。
- ・平成19年度と平成22年度において、公共下水道と農業集落排水の料金体系を改定し、統一した。併せてコミュニティ・プラント施設の大幅な料金改定を実施した。

【課題】

- ・補助事業で実施する公共下水道は、事業費確保が難しい。
- ・コミュニティ・プラント施設は、老朽化が著しいため維持管理し続けるのが難しい時期となっている。
- ・浄化槽区域を定めたことに伴い補助事業に変わる新たな取り組みとして、市町村型浄化槽設置事業導入の実現が急がれる。

【今後の対策】

- ・公共下水道計画区域を拡大したことから、事業実施期間も併せて延長しており、さらなる効率的な建設工事を目指し、事業の進捗を図る。
- ・老朽化が著しいコミュニティ・プラント施設は、公共下水道区域の整備状況を考慮しながら、公共下水道への切り替えなどについて検討する。
- ・浄化槽設置事業は、起債事業として計画することとなるため、計画樹立のために意向確認調査が必要でありその具体的な準備に着手していく。
- ・下水道事業は公営企業であることを自覚し、より健全な事業経営を確立していくよう努める。
- ・公共下水道事業や農業集落排水事業は、適宜、使用料を見直しながら経営の健全化を図る。

【 26】項目名：3 - (1) - 第三セクターの経営改革

【これまでの取り組み】

美里町交流の森&交流館「土田畑村」の管理運営については、平成21年4月1日から指定管理制度を導入して、町の第三セクターである「有限会社南郷ふれあい公社」を指定管理者として指定している。

【課題】

南郷ふれあい公社が管理運営する美里町交流の森&交流館「土田畑村」は、町民のふれあい活動、余暇活動の場や都市住民との交流の場として活用されてきた。

平成23年度は、東日本大震災による沿岸部の支援活動のための長期宿泊者の利用に

より計画を上回る収入となったが、平成22年度までは、利用者数及び営業収入ともに計画を下回り、安定した収入を確保できていない。

【今後の対策】

P T A やスポーツ団体へのP R、都市部との交流事業の企画、町の体育施設との連携による誘客を図り、利用者の増加による経営の改善を図る。

【 27】項目名：4 - (1) - 職員定員適正化計画の策定と公表

【これまでの取組み】

- ・平成19年4月に、現総数の20%削減を目標とする5年間の職員定員適正化計画を策定した。策定後、住民懇談会で町民に報告した。
- ・平成22年4月に、行政職職員数が減少する一方で、保育士等技術職職員の採用を拡大してきたことから、計画目標値の下方修正を行っている。

職員数の計画値と推移

年 度	計 画 数	実 績
平成19年度	322	322
平成20年度	315	310
平成21年度	301	297
平成22年度	283	285
平成23年度	285(273)	281
平成24年度(予定)	273(258)	275

()内数字は修正前計画数

- ・現行の計画は平成24年3月で終了した。

【課題】

- ・緊急雇用創出による臨時職員の管理業務の増加
- ・臨時、非常勤職員の抑制
- ・削減する定員管理が前提とされる風潮にあるが、適正な数を確保する本来の定員管理に立ち返る必要がある。

【今後の対策】

- ・第2次職員定員適正化計画を策定する。
- ・直営で行うべき業務と外部に委託できる業務の選択と施設の統廃合の状況に応じて、適正な定員管理に努める。

【 28】項目名：4 - (1) - 職員給与等の見直しと公表

「2 - (2) - 人件費の見直しと公表」と内容の大部分が重複するため統一して取り組むこととします。

【 29】項目名：4 - (1) - 職員福利厚生制度等の見直しと公表

【これまでの取組み】

- ・平成20年度から職員互助会に対する人間ドック等への補助金を廃止した。
- ・平成20年度からは、職員互助会は職員の会費だけで運用している。

【課題】

【今後の対策】

現在、実施している職員の福利厚生事業は職員健康診断だけである。職員健康診断については今後も継続して実施する。

【 30】項目名：5 - (1) - 意識改革推進プログラムの策定と実行

【これまでの取り組み】

職員の意識改革につながる組織的な取り組みを特に行えていない。

【課題】

- ・ 職員の意識改革については、職員個人によるものが大きい。
- ・ 職員研修と人事評価が十分に行われていない中では、意識改革を進めても必要性を認識できない。

【今後の対策】

- ・ 職員の士気、やる気を高めるための職員研修に取り組む。
- ・ 人事評価制度の導入を検討する。
- ・ 意識改革を進めるための仕組みを作成する。

【 31】項目名：5 - (1) - 職員の倫理規定及び行動規範の策定と公表

【これまでの取り組み】

- ・ 平成21年4月に「美里町職員倫理規程」を策定した。平成23年9月から行政情報コーナーで開示、公表している。
- ・ 行動規範は、策定していない。

【課題】

- ・ 行動規範やコンプライアンス（法令遵守）の実践に対する職員の自覚が低い。

【今後の対策】

- ・ 行動規範の策定に向けた情報の収集に取り組む。
- ・ 行動規範の策定と併せて、公益通報者保護制度の整備についても検討する。

【 32】項目名：5 - (1) - 職員懲罰規定の改定と公表

【これまでの取り組み】

平成21年4月に「美里町職員の懲戒処分等に関する規程」を策定し、平成23年9月から行政情報コーナーで公表している。

【課題】

特になし。

【今後の対策】

今後も公正に運用していく。

【 33】項目名：5 - (2) - 能力・実績主義による人事評価制度の導入

【これまでの取り組み】

実施していない。

【課題】

- ・ 先進事例から見て、行政機関で客観的な評価指標を設定することには非常に難しい。
- ・ 人事評価制度だけを取入れても単独に機能するとは考えられない。組織管理上、人事評価を導入する目的を明らかにしなければならない。

【今後の対策】

- ・全体の組織管理の中に人事評価を位置付けた上で、人事評価制度のための実施計画を策定していく。
- ・実施計画に基づく試行を繰り返す。

【 34】項目名：5 - (2) - 決裁権限見直しなどにより決裁時間の大幅縮減

【これまでの取り組み】

- ・次の3期にわたって決裁権限の見直しを実施した。
平成19年4月、平成21年4月、平成22年4月
- ・平成23年4月から文書の電子決裁を導入し、決裁時間の短縮を図った（決裁時間は特に測定していない。）

【課題】

特になし。

【今後の対策】

電子決裁の運用基準を作成し、決裁の円滑化を進める。また、一層の効率性を図るためにも、継続して今後も決裁権限の見直しを行う。

【 35】項目名：5 - (2) - 外部人材導入による活性化と職員の意識改革

【これまでの取り組み】

平成20年4月から平成23年3月まで、企業誘致推進専門員を外部から招き、秘書政策室に配置した。

【課題】

配置先の職場では組織の活性化と職員の意識改革に効果はみられるが、その効果を組織全体に波及することができなかった。

【今後の対策】

外部から専門的知識を有する人材を配置することについて推進及び検討を行う。

【 36】項目名：5 - (2) - 風通しのよい職場環境の整備

【これまでの取り組み】

特に、実施していない。

【課題】

【今後の対策】

合併から6年間が経過した現在では、職場内で「モノが言えない」といったような風通しの悪い状況は、特に感じ取れない。

【 37】項目名：5 - (3) - 職員研修制度（人材育成制度）の確立と計画的な実行

【これまでの取り組み】

平成22年度までは、公務研修所が実施する職歴階層別研修に計画的に職員を派遣してきた。平成23年度は、東日本大震災による業務への影響もあり派遣研修を見合わせた。町が研修主体となって企画したCS 接遇研修会を計14日間にわたって実施した。

【課題】

- ・目の前の業務に追われ心にゆとりがない職員もいるが、全般的に、職員が主体的に研修に参加する姿勢がない。
- ・全職員参加研修では、自主的な参加ではないため目的意識が薄れ、職場での実践に結びつかないことがある。
- ・気付き、気遣いのできない職員は、当事者意識もない。
- ・研修で能力を身に付け、職場で実践されているか検証できていない。
- ・人事評価をはじめ、組織管理の全体の仕組みの中に職員研修を位置付けていかなければ、有効な職員研修に結びつかない。

【今後の対策】

- ・研修の実施計画を明確に定めて、町が主催する職員研修と公務研修所等へ職員を派遣する派遣研修の二つについて年間を通じて着実に実施する。
- ・全職員が参加する研修について、参加職員に自己評価を実施させる。
- ・普段の業務を通して学ぶことが最も効果的であることから、職場環境の改善に向けて取り組む。
- ・職員研修と人事評価をどのように連携させていくか、先進事例を参考にしながら検討する。

【 38】項目名：5 - (3) - 職員一人ひとりの自己研鑽の徹底

【これまでの取組み】

特別な取組みは行っていない。

【課題】

取組みに当たったの具体策を見い出せない。

【今後の対策】

「5 - (3) - 職員研修制度（人材育成制度）の確立と計画的な実行」と内容が重複することから、今後は項目を統一して取り組むこととする。

【 39】項目名：5 - (3) - 民間手法の積極的導入

【これまでの取組み】

【課題】

【今後の対策】

民間手法を参考にして、民間手法の良いものを導入していくことは、他の項目の全てに共通することである。よって、今後は各項目でそれぞれ取り組むこととし、単独の項目としては定めないこととする。

【 40】項目名：6 - (1) - 自治基本条例の制定と運用

【これまでの取り組み】

他自治体の例から、自治基本条例の制定については急ぐことはなく、必要性が高まった後で、自治体のあり方について町民と議論を重ねながら作業を進めていくことが大事であるとし、制定のための取り組みは行っていない。

【課題】

- ・現在、自治基本条例の制定については、積極的に学んでいる一部の町民や団体があるが、町民、行政、議会の間では十分に必要性が高まっていない。
- ・現段階で早急に条例化を進めることは、自治基本条例の制定そのものが目標となり、美里町の実態とかけ離れた実用性に欠けるものを制定してしまう危険性がある。

【今後の対策】

今後は町民参加と情報共有などの個別制度の充実に努める中で、行政能力を見極めながら行政と町民との役割を模索していく。また、自治基本条例についての検討プロジェクト等は当面設置しないが、制定に前向きな町民や団体と住民自治についての議論と検討を重ねていく。

【 41】項目名：6 - (2) - 地域づくり支援制度の確立

【これまでの取り組み】

地域づくり支援事業については、事業説明会を実施し事業目的への理解を求め、現在は、全行政区で取り組んでいる。

平成23年7月からは、「歩くまちづくり推進事業」で各行政区を訪問し、震災時の地域の取り組みや役割、地域づくり支援事業について意見交換を行った。その際に、補助金の活用例として他の行政区の情報提供を行うと共に、事業に対する要望や疑問点等について説明した。

退職者の参加誘導や既存人材バンクの再編整備等へは取り組めなかった。

【課題】

- ・地域づくり支援事業で実施する事業について、取り組み内容に偏りがある。
- ・行政区の役員等を引き受けている方々の高齢化が進み、地域におけるリーダーの後継者不足が深刻化している。
- ・退職者の地域活動への誘導は、地域内での交流機会も少ない地域もあり信頼関係を築くことは容易ではない。

【今後の対策】

- ・事業目的の周知及び有効な活用を推進するため、定期的に説明会等を開催して事業目的の浸透に努めていく。
- ・地域づくり支援事業の事業メニューであるコミュニティ事業、自主防災・防犯事業、高齢者生きがい事業、環境美化事業のほか新たな事業等の追加を検討していく。

【 42】項目名：6 - (2) - 定期的行政・住民懇談会の実施

【これまでの取り組み】

平成19年度 9会場 150人

「町財政計画」「町財政健全化計画」「町総合計画実施計画」その他
平成20年度 9会場 147人

「町の行政組織機構の改編について」「防災行政無線の施設整備について」「平成
21年度予算編成の考え方について」「集中改革プランの進捗状況について」
平成21年度 20会場 266人

「物流ターミナル構想について」「合併に伴う協定項目の進捗状況」「幼稚園統合
について」「武道館建設」「幼稚園統合に伴う不動堂幼稚園・青生幼稚園の活用
について」「旧練牛小学校の屋内運動場の活用について」
平成22年度 9会場 186人

「大崎定住自立圏形成協定について(目的と協定内容について)」「組織機構の見
直しについて」「学校給食施設整備事業について」
平成23年度 9会場 92人

「総合計画の見直しについて」「防災対策について」

【課題】

懇談会への参加者が少なく、多くの町民の方々の意見をお聞きする仕組みが作れてい
ない。

【今後の対策】

行政区あるいは婦人会、PTAなどの各団体等の個別・具体的な課題について、積極
的に開催する。

【 43 】項目名：6 - (2) - 住民協働によるまちづくりシステムの構築と推進

【これまでの取組み】

平成20年度にまちづくり会議と協働による「転入者にやさしいガイドブック」を
作成した。現在は、団体への支援体制の強化について検討している。

【課題】

- ・町の施策に協力している団体は多数あるが、協働のパートナーとなる自立した団体が少ない。
- ・団体への自立支援策を検討する必要がある。NPOサポートセンターのような情報提供や支援体制が備わった場所がない。

【今後の対策】

- ・町が事務局を担っている団体等との役割を明確にする。また、自立した団体と協働のまちづくりのパートナーとしての関係を築いていく。
- ・将来的には、行政と地域の間立つ中間支援組織を担えるNPO団体が育成されることを目標とする。

【 44】項目名：7 - (1) - 行政組織や委員会の統廃合によるスリム化

【これまでの取組み】

平成19年度から6回にわたって行政組織を改編してきた。しかし、直接的にはスリム化にはつながっていない。

【課題】

- ・統廃合が組織のスリム化に直接的にはつながらない。
- ・課の数を減らすだけでは、課が抱える業務が拡大し、迅速性及び機動力が低下する。

【今後の対策】

7 - (2) - 「不断の組織体制の見直し」と項目の部分で内容が重複するため、今後は統一して取組むこととする。

【 45】項目名：7 - (1) - 職階の簡素化、グループ制等による柔軟で即応性ある組織の確立

【これまでの取組み】

班制（グループ制）については導入していない。

【課題】

- ・現行の「係制」から「班制」へ移行することによるメリットは何か。「班制」のメリットが明確にできない。
- ・小規模な市町村では1人の職員が複数の業務を担当しているのが実態である。班制を導入しても一つの班に多くの業務が含まれ広範囲の業務を抱えるようになる。
- ・職階を簡素にすることで、職階に応じた責任が薄れる。職階を簡素にしたフラット化によって責任が一極に集中するだけで、それ以外の職員が無責任体質になることが懸念される。

【今後の対策】

現行の「係制」の中で、職務に応じた責任を明確にしていく。

【 46】項目名：7 - (1) - 事務事業の委託化方針の策定

【これまでの取組み】

- ・住民バス運行業務、町立病院の医療事務、浄水場管理業務などの事務を委託している。
- ・委託化方針については、特に、定めていない。

【課題】

特になし。

【今後の対策】

コスト面から見れば、町の直営より外部委託の方が明らかに有利と思われる業務が多い。また、サービスの質の面からも質の高いサービスが確保できるものと思われる。よって、今後も、外部委託ができる事務については、積極的に外部委託を検討していく。

【 47】項目名：7 - (1) - 施設管理の民営化・委託化方針の策定

【これまでの取組み】

・文化会館、駅東地域交流センター、小牛田地区館については、平成23年度までに指定管理者制度への移行が完了している。また、北浦、中埜、青生地区館、体育施設については平成24年度から移行する。

・施設管理の民営化・委託化方針は特に策定していない。

【課題】

指定管理者による指定管理へ移行して間もないことから、今後の動向を注視していかなければならない。

【今後の対策】

・平成24年度から指定管理者制度へ移行した北浦、中埜、青生の各地区館及び体育施設について円滑に運用されるよう確認していく。

・指定管理者制度を主とする民営化・委託化が始まり一部で定着してきているものの、今後の動向を注視しながら、必要があれば基本方針の策定を検討していく。

【 48 】項目名：7 - (2) - 事務事業評価制度の導入

【これまでの取組み】

・平成19年度から平成21年度までの3年間、次の考え方から事務事業評価に取り組んできた。

目的：効率性の高い成果重視の行政活動を推進し、また、評価結果を公表することで開かれた行政運営と住民参画のまちづくりを進める。

対象：美里町総合計画の政策体系に位置づけられた事務事業のうち、平成19年度107事業、平成20年度107事業、平成21年度227事業

方法：町の各担当課が、それぞれ担当する事務事業について、評価シートで自己評価を行う。また、美里町行政評価委員会を設置して意見を求めるとともに、パブリックコメントを実施する。

・平成22年度及び平成23年度は、過去3年間の取組みの課題を踏まえ、次のとおり見直しを行った。

企画財政課所管の「事務事業の概要」を事前評価に、「主要な施策の成果」を事後評価に位置づけ、この2つの調書の内容の充実から事前評価及び事後評価を行う。美里町行政評価委員会については、特定課題を取り上げ、それぞれの専門委員を委嘱し、専門的な見地から現状の分析と提言をまとめた。

【課題】

・事務事業の成果を明確にするために数値化（指標設定）しているが、一つの指標をもって、その成果を的確に表わすことはできてない。

・評価シートの記述内容は、企画財政課所管の「事務事業の概要」及び「主要な施策の成果」と重複する部分が多く、職員の作成作業が二重の負担となっている。

・評価結果に基づく施策への反映（予算編成）が制度として確立されていない。その結果、評価シートの作成が目的化している。

・美里町行政評価委員会は、町が作成した評価シートに基づき審議するが、審議対象となる事務事業数が多いため焦点を絞りきれない。

【今後の対策】

評価制度の位置づけを明確にし、評価結果から課題を読み取れる仕組みを検討する。

【 49】項目名：7 - (2) - 大規模事業評価制度の導入

【これまでの取組み】

実施していない。

【課題】

高度な技術と専門的な知識が必要とされる。

【今後の対策】

町が単独で導入するには難しい。今後4年間の町の計画には、対象となる大規模事業がない。必要があれば県等の指導を受けて実施する。次期大綱の項目に定めないものとする。

【 50】項目名：7 - (2) - 不断の組織体制の見直し

【これまでの取組み】

合併以来、毎年度組織体制の見直しを行ってきた。その結果、平成19年4月、平成20年6月、平成21年4月、平成22年4月、平成23年5月、平成23年6月と6回の組織体制の改正を行った。

【課題】

組織の課題を事前に把握してすみやかに対策を講じなければならない。しかし、それが組織体制に起因するものかどうかの判断が難しい。

【今後の対策】

定員適正化計画及び事務事業の外部委託と連携した組織体制の見直しを今後も継続して行う。また、組織体制を改正した後は、目的どおり有効に機能しているかを検証していく。

【 51】項目名：8 - (1) - 住民ニーズ吸い上げシステムの確立

【これまでの取り組み】

- ・平成18年と平成23年に実施した「住民意向調査」をはじめ各種アンケート調査を実施して町民の行政ニーズの把握に努めた。
- ・毎年度開催してきた住民懇談会等で町民の意見を聞き、行政ニーズの把握に努めてきた。しかし、仕組みの構築には至っていない。
- ・地域担当制を導入し、行政区長を通じて要望及び意見等の把握に努めた。

【課題】

提言、提案、要望、苦情、どのような形であれ「町民の声」として大切に受け止めなければならない。現在、いろいろな方法で各課又は総務課で対応しているが、それらを集約及び整理し、今後の町政に活かすための体制と制度が整備されていない。

【今後の対策】

今後も住民意向調査と住民懇談会によって行政ニーズを把握する。また、寄せられる町民の声を一過性のもので終わらせないように、また、町民から同じ指摘を何度も繰り返し受けることのないように、町民の声を施策と組織の改善につなげる体制づくりを検討する。

【 52】項目名：8 - (1) - 電子自治体の推進

【これまでの取り組み】

- ・庁内LANの積極的活用
行政情報を職員間で共有する「掲示板」・「情報ライブラリ」・「会議室予約」等のシステム及び庁内で事務文書を保存する文書保存サーバを導入した。その結果、職員間で情報を共有するための環境を整備することができた。
- ・インターネットによる施設予約導入
社会教育施設は、施設利用者の多くが高齢者であることや、年度当初に登録団体間で利用調整を行っていることから、施設窓口で直接申し込みを受け付け、システムの導入は見送っている。
- ・体育施設の施設予約システムの導入については、十分な検討を行えないまま、指定管理者による指定管理に移行している。
- ・施設予約システムの導入とは別に、会場の予約状況をWEBで公開することについて検討してきたがタイムラグが必ず生じてしまうこと、施設管理について指定管理者による指定管理へ移行することとなったことから実施できないままとなっている。
- ・町の税情報と国税情報の連携と相互活用を図った。
- ・行政手続電子申請サービスを導入し、町民が各種手続を行う場合の選択肢を拡大した。
<電子申請サービスを導入した行政手続き>
諸証明の申請、ふるさと納税、給水使用開始・停止、公文書公開請求、パブリックコメント、町長への提案、各種検診申込み、出生連絡票、妊娠届等

【課題】

- ・庁内LANの積極的活用

庁内行政イントラ上への情報掲載を職員に呼びかけている。しかし、掲載する情報量が未だに少なく、積極的に活用されているとは言えない。情報を共有するという意識が職員に欠落している。

- ・インターネットによる施設予約導入

施設管理について指定管理者による指定管理へ移行しているためシステム導入という新たな取組みの検討ができていない。

- ・電子署名・認証サービスの導入に向けた検討

個人情報を取扱う手続については、登録・申請手続が煩雑になることが多く、町民が手軽に利用できない一面がある。また、手続のための様式を作成する場合、職員に専門的知識が必要とされるため、手続を担当する職員にとっては、手続の電子化が自らの事務を煩雑化するという誤った考えを持ち、導入に消極的になっている。そのため、手続の電子化の拡大が進まない。

【今後の対策】

- ・庁内LANの積極的活用

掲示板、情報ライブラリへの掲載を徹底し、職員間の情報共有をより一層推進する。

- ・インターネットによる施設予約導入

全ての施設を同一のシステムにより、施設の空き情報をWEBで公開できることが望ましいが、テニスコートのような簡易な利用申込みで使用可能な施設とそうでない施設があることから、施設利用者の利便性、費用対効果を踏まえ、システムの導入可否を検証する。

- ・電子申請サービス

手続を担当する職員を対象に、電子申請の受付や様式作成のための研修を実施する。町民に対する周知、広報を強化する。

【 53】項目名：8 - (2) - 窓口・公共施設等の住民サービスの充実

【これまでの取組み】

多様な申請手続の受付を1箇所でできるようなワンストップサービスを目指して、施設の異なる課の一部申請業務について、本庁舎及び南郷庁舎で補完窓口業務を行ってきた。また、税等の納付については、夜間、土曜日及び日曜日にも収納が可能なコンビニ収納の拡大に努めた。

そのほか、町民の待ち時間の短縮と事務の正確性を期するために、行政イントラへの共有情報の掲載と事務処理のフロー及びマニュアルの作成を推進し、職員間の情報共有に努めたものの、組織的な取組みまでには至っていない。

【課題】

- ・申請窓口として補完業務を実施しているものの、専門的な知識を有する場合もあり補完業務では対応しきれない場合がある。

- ・窓口証明の平日以外の交付に対する町民からの要望に対して、住民票の予約交付等に対応しているものの、事前の手続が必要となることから要望に応えきれない。

- ・納付場所の拡大のため、税等以外の使用料等についてもコンビニ収納を推進したいが、既存システムが対応できない。

【今後の対策】

- ・証明書交付の利便性を図るため自動交付機やコンビニ・キオスク端末での発行を検討する。
- ・納付場所の拡大と利便性の向上のため、コンビニ収納科目の拡大を図る。
- ・町のホームページに掲載されている各種申請書様式の充実を図る。

【 54】項目名：8 - (2) - 手続き事務のさらなる簡素化

【これまでの取組み】

事務処理時間を短縮し、住民の利便性の向上を図る庁内の取組みは前述のとおりです。住民手続きの簡素化には取組めなかった。

【課題】

個人情報の取扱いの厳格化及び本人確認の厳密性が求められており住民向け手続きの簡素化は難しい。

【今後の対策】

次期大綱の項目に定めないものとする。

) 資料

1 - (2) - 行政の政策過程への住民参加制度の確立と公表

計 画 名	策定 年月	審議会・ 協議会等	パブリック コメントの 実施状況	ホームペー ジでの公表 の有無	その他
行政改革大綱	H19.2	行政改革推 進委員会	有	有	H24 第二次公表
パブリックコメン ト手続要綱	H19.8	無	有	有	
総合計画	H19.4	総合計画審 議会	無	有	住民意向調査 住民懇談会 H24 中間見直し公表
障害者計画及び 障害福祉計画	H19.4	障害者計画等 策定委員会	無	無	
教育ビジョン	H19.4	無	無	無	
国際化基本計画	H19.4	国際交流推 進委員会	有	有	
財政計画及び財 政健全化計画	H19.8	無	無	有	住民懇談会
バス事業等再編計 画	H19.9	公共交通会 議	有	有	住民意向調査
幼稚園再編計画	H20.3	小牛田地域美里 町立幼稚園再編 審議会	無	無	
生涯学習振興計 画	H20.3	生涯学習振 興会議	有	有	関係団体ヒヤリング
防災計画	H20.3	防災会議 水防協議会	有	無	
男女共同参画推 進計画	H20.4	男女共同参 画推進懇話 会	有	有	
健康増進計画	H20.4	健康づくり 推進協議会	有	無	健康教室参加者ヒヤ リング
食育推進計画	H20.4	食育推進会 議	有	無	健康教室参加者ヒヤ リング
耐震改修促進計画	H20.9	無	有	有	耐震改修促進計画
下水道基本構想	H21.9	無	有	有	
障害者福祉計画 (第2期)	H21.3	障害者計画 等策定委員 会	有	無	
高齢者福祉計画・第 4期介護保険事業計 画	H21.3	同計画策定 委員会	有	無	H24 第5期公表
青少年健全育成 計画	H21.3	無	有	有	関係機関ヒヤリング

計 画 名	策定 年月	審議会・ 協議会等	パブリック コメントの 実施状況	ホームペー ジでの公表 の有無	その他
子ども読書活動 推進計画	H21.3	同計画策定 委員会	有	有	関係機関ヒヤリング
小牛田地域学校 給食センター基 本構想	H22.4	小牛田地域学 校給食再編審 議会	有	有	
事務事業評価		行政評価委 員会	有	有	平成 19 年度から平成 21 年度まで実施